

2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令第 103 号 ANKr. BK の 第 9 条及び第 52 条の改正に関する政令

政府は、以下を確認する

- カンボジア国憲法
- カンボジア国王政府の指定に関する 2013 年 9 月 24 日付の勅令第 NS/RKT/0913/903 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法令を公布する 1994 年 7 月 20 日付の王国法第 02/NS/94 号
- 内務省設定法を公布する 1996 年 1 月 24 日付の王国法第 NS/RKM/0196/08 号
- 司法省設定法を公布する 1996 年 1 月 24 日付の王国法第 NS/RKM/0196/04 号
- 内務省の組織及び機能に関する 2015 年 8 月 19 日付の政令第 109 号 ANKr. BK
- 司法省の組織及び機能に関する 2014 年 8 月 29 日付の政令第 240 号 ANKr. BK
- 戸籍に関する 2000 年 12 月 29 日付の政令第 103 号 ANKr. BK
- 戸籍に関する 2000 年 12 月 29 日付の政令第 103 号 ANKr. BK 8 条と 59 条の改正に関する 2002 年 6 月 24 日付の政令第 60 号 ANKr. BK
- 戸籍に関する政令の改正に関する 2004 年 6 月 14 日付の政令第 17 号 ANKr. BK
- 戸籍に関する改正政令に関する 2004 年 6 月 14 日付政令第 103 号 ANKr. BK
- 戸籍に関する政令の改正に関する 2004 年 6 月 14 日付の政令第 17 号 ANKr. BK の 59 条（新重）1 号と 2 号の改正に関する 2005 年 8 月 23 日付の政令第 106 号 ANKr. BK。
- 59 条（新重）1 号と 2 号の改正に関する 2005 年 8 月 23 日付の政令第 106 号 ANKr. BK の 59 条（新重）1 号と 2 号の改正に関する 2006 年 8 月 30 日付の政令第 89 号 ANKr. BK
- 内務省大臣及び司法省大臣の要請による

第 1 条

2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令第 103 号 ANKr. BK は、以下のとおりに改正される。

1. 第 9 条の 7 点に書いてある「判決」を「裁判」に変更され、第 9 条の 9 点に書いてある「及び地方裁判所に 1 部」が削除され、その代わりに、「内務省に 1 部」に変更される。
2. 第 52 条第 1 項の「又は地方裁判所で」及び第 3 項が削除される。

第 2 条

本政令に反する全ての規定は、無効とする。

第 3 条

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、内務大臣、司法大臣、各省大臣、各省次官、関連する機関は、本政令に基づき、署名された日から各自の事務を行わなければならない。

プノンペン, 2018年09月04日
内閣総理大臣
HUN Sen